



～人と共にあり続ける景観へ～ むつ市景観計画



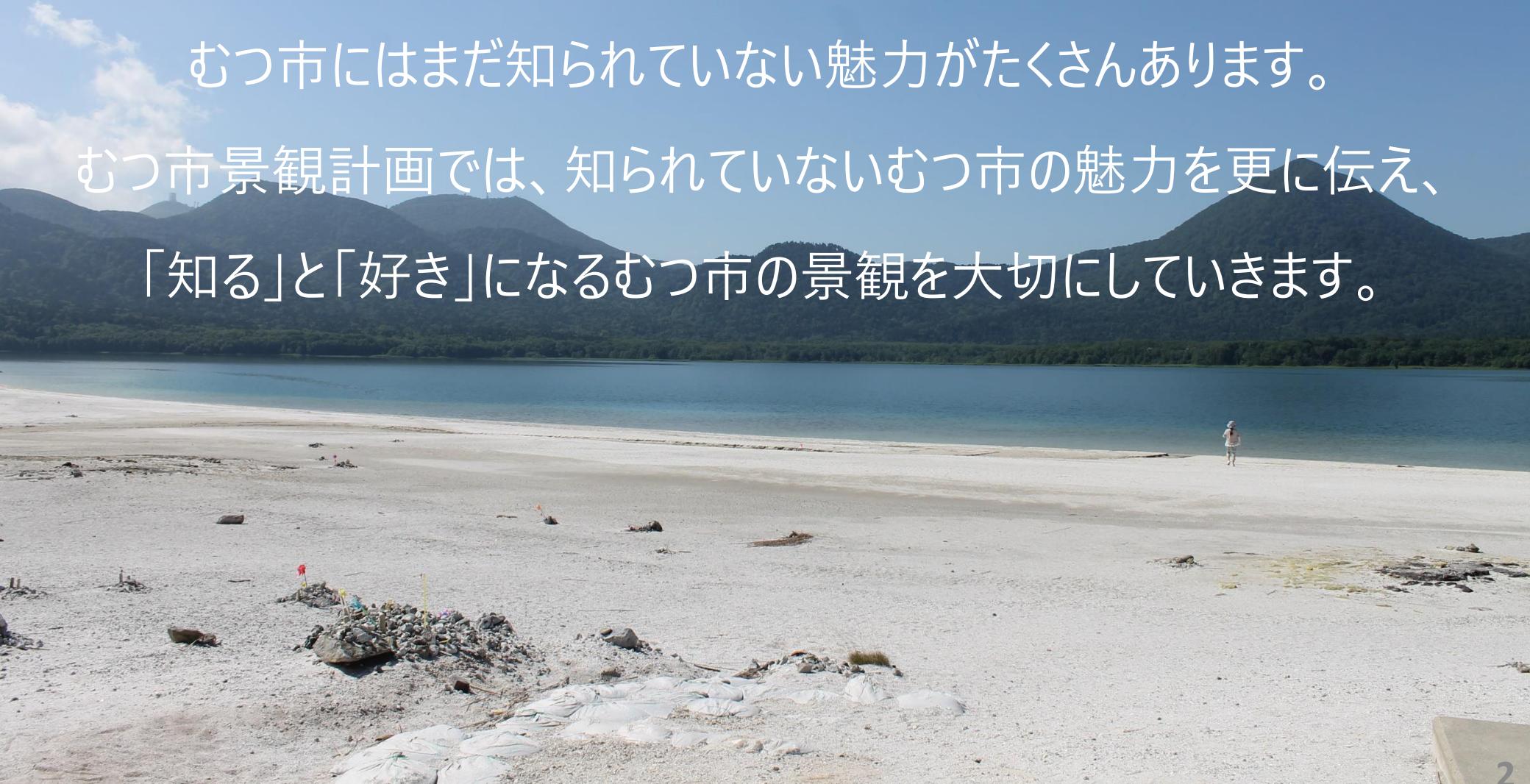
令和3年6月1日



「知る」ことから始まる景観づくり 「知る」と「好き」になるむつ市の景観

むつ市にはまだ知られていない魅力がたくさんあります。

むつ市景観計画では、知られていないむつ市の魅力を更に伝え、
「知る」と「好き」になるむつ市の景観を大切にしていきます。



むつ市景観計画の概要 ~ むつ市の発展を目指して ~

目

的 「自然」、「観光地」、「まち」、「光」、「人々」、「文化」及び「にぎわい」が調和した景観を次世代に引き継いでいくとともに、市民や事業者の皆様と一体となって、エリアの個性を生かした良好な景観を形成することで、地域への愛着や地域の魅力と潤いを高め、市民生活の向上と地域社会の健全な発展を図ります。

景観計画区域

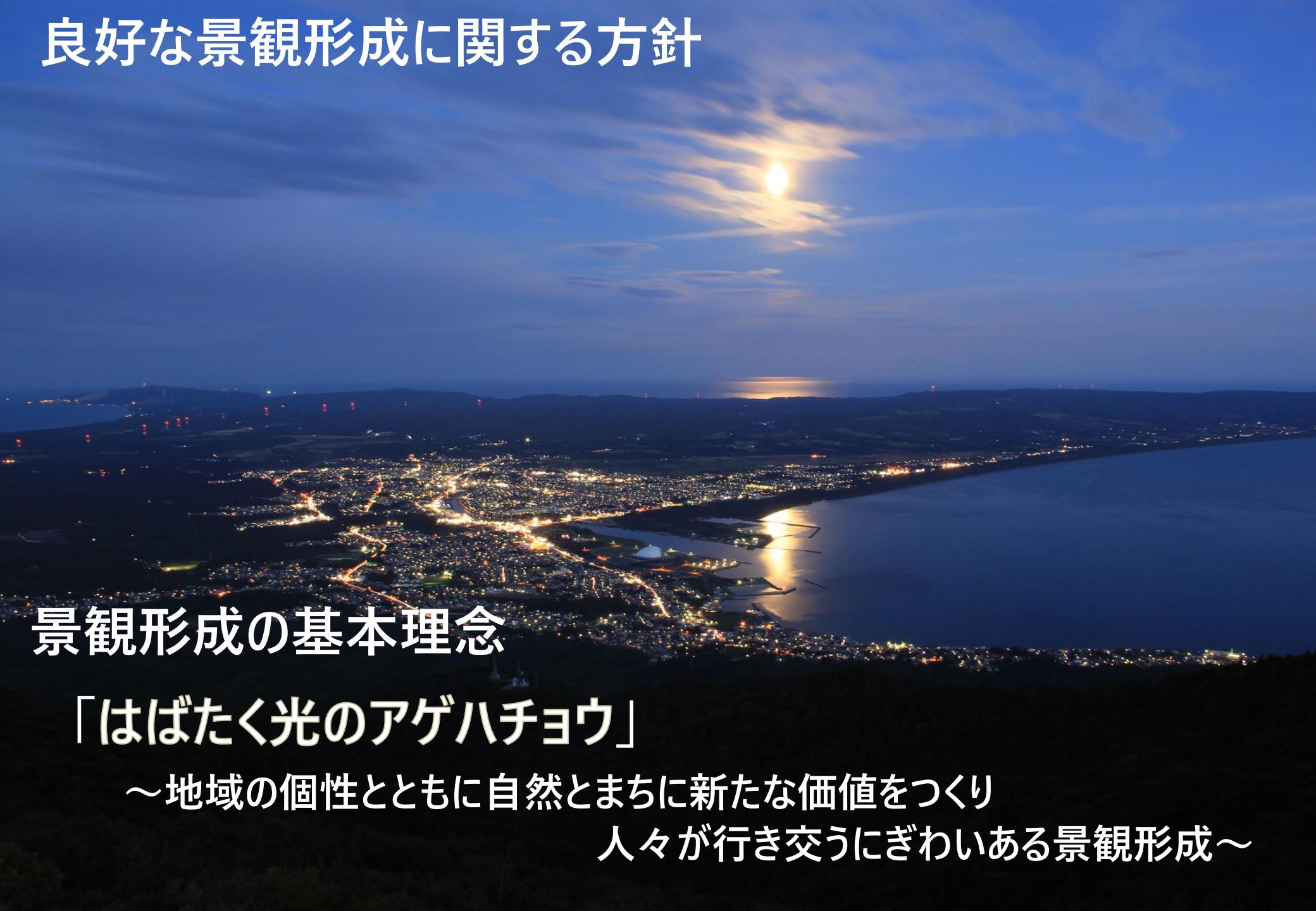
行政区域全域(地先公有水面を含む。)

計画期間

令和3年度～令和12年度(10年間)



良好な景観形成に関する方針



景観形成の基本理念

「はばたく光のアゲハチョウ」

～地域の個性とともに自然とまちに新たな価値をつくり

人々が行き交うにぎわいある景観形成～

景観形成の基本目標

基本目標 1 多様な自然を生かした景観形成

～自然景観の保全と活用～

基本目標 2 にぎわいある景観形成

～光や色彩による景観資源の魅力向上～

基本目標 3 人々が躍動する景観形成

～歴史・文化の継承と市民・事業者との協働～



基本目標 1 多様な自然を活かした景観形成 ～自然景観の保全と活用～



基本方針 1：ジオサイトや眺望点での景観づくり

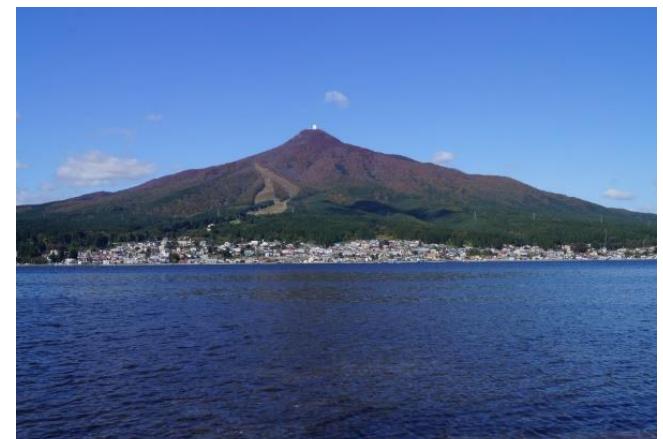


ジオサイトなどの特徴的な地質資源による景観を保全するため、大規模行為については周辺景観への調和に配慮するほか、新たな景観形成に関する取組を推進し、地域の魅力向上を図ります。

また、本市の魅力ある景観を見て楽しむことができる眺望点の整備を進め、新たな価値の創出や景観の活用を推進します。

基本方針 2：海岸線の眺望と海上からの景観づくり

海岸景観や海上からの景観に影響を与えると考えられる海岸付近や海上での大規模な建築物や工作物等の設置については、事業者や関係機関との連携・調整を図ることで、3つの海に囲まれた立地特性を生かした景観の保全と活用に努めます。



基本目標 2 にぎわいある景観形成 ～光や色彩による景観資源の魅力向上～

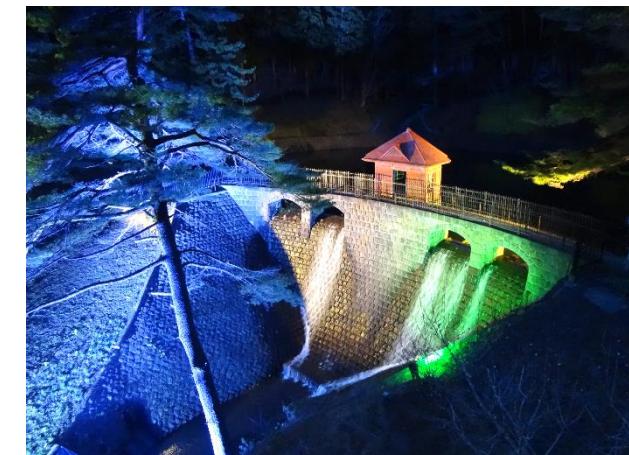
基本方針 1：光のアゲハチョウが輝き続ける景観づくり



「光のアゲハチョウ」の輝きを持続するため、むつ市立地適正化計画における居住誘導区域での空き家や空き地の利活用を促進するとともに、引き続き都市整備事業の展開や用途地域縁辺部の土地利用コントロールによる取組を推進します。

また、景観計画区域全域において、単色によるシンプルなライトアップや、ランドマークとなる建造物や橋梁などのライトアップキャンペーン、公共施設外構での光の創出、照明灯の設置等により、「光のアゲハチョウ」が持続的に輝く明るいまちづくりを推進します。

ライトアップキャンペーンの例
ピンク：ピンクリボン月間（10月）
オレンジ：児童虐待防止推進月間（11月）



基本目標 2 にぎわいある景観形成 ～光や色彩による景観資源の魅力向上～

基本方針 2：公共事業における良好な景観づくり

新たな公共施設の整備にあたっては、構想や計画の段階から景観への配慮を検討するほか、既存施設については、老朽化や破損により、利用者への悪影響や景観を阻害することのないよう、適切な維持管理に努めます。

また、赤レンガ調のむつ総合病院や北の防人大湊地区の石造り建造物などの特徴的なデザインや、Park-PFIによる公園施設のデザインなど、地域や施設の特性を生かした景観形成の取組を推進します。

観光地周辺等に設置される案内サインは、訪れる人にやさしくわかりやすい配置やユニバーサルデザインに配慮するとともに、劣化などによる危険性を防止するための適切な維持管理により、観光客の利便性向上及び観光地の魅力向上を図ります。

基本方針 3：地域の個性に合わせた色彩による景観づくり



道路附属物については、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（道路のデザインに関する検討委員会）」や「青森県公共事業景観形成基準ガイドライン（青森県）」を参考とし、施設を設置することとします。

なお、アクセント色や多彩な色の採用により、周辺景観の魅力向上や、新たな景観を生み出す可能性もあることから、構想や計画段階での検討や景観まちづくりアクションプランの策定により、地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を図ります。



基本目標 3 人々が躍動する景観形成 ～歴史・文化の継承と市民・事業者との協働～

基本方針 1：歴史・文化がつながる景観づくり



歴史遺産や文化遺産と人々の活動によって創り出される景観を貴重な財産とし、魅力の発信や付加価値の創出、周辺環境の高質化により、次世代への確実な継承とさらなる魅力拡大を図ります。

基本方針 2：市民が主役！持続的な景観づくり

市民が主役となり地域の景観形成に関わることで、地域への愛着の拡大を目指します。また、事業者や行政などの多様な主体が、良好な景観や資源を共有し、それぞれの役割に応じた取組を進めることにより、良好な景観づくりを推進します。

現在、「花咲か大作戦」と称し、桜の名所を中心に桜を満開にする市民参加型の取組が行われていますが、引き続き、市民・事業者・行政の協働による花とみどりのまちづくりを推進します。

さらに、良好な景観の形成に関する市民や事業者の自主的、主体的な活動を促すための援助及び啓発の取組に努めます。



良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

景観に大きな影響を与えると考えられる大規模な建築物の建築や工作物の建設等の行為の届出を義務付け、大規模行為景観形成基準による緩やかな規制・誘導を図り、全体として調和のとれた景観づくりを進めます。



大規模行為届出制度・大規模行為景観形成基準

届出の対象となる行為の種類及び規模

青森県景観計画とほぼ同様です。

	行為の種類	行為の規模
	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	高さ13m又は建築面積1000m ² を超えるもの
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観面積の2分の1を超える外観の変更
工作物の新設、増築、改築若しくは移転	①柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さが5mを超えるもの
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 (④に規定する支持物に該当するものを除く)	高さが13mを超えるもの
	③煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
	④電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）	高さが20mを超えるもの
	⑤物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が13mを超えるもの
	⑥広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が13m又は表示面積の合計が15m ² を超えるもの

届出の対象となる行為の種類及び規模

青森県景観計画とほぼ同様です。※赤文字部分が青森県景観計画と異なるものです。

	行為の種類	行為の規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転	⑦彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ⑧観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ⑨自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑩アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ⑪石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 ⑫汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設 ⑬太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は水面に設置されるもので、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）	高さが13m又は建築面積が1000m ² を超えるもの
工作物の外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		上記の工作物で、外觀面積の2分の1を超える外觀の変更
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		土地の面積が3000m ² 又は法面の高さが5mを超えるもの
土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更		高さが5m又は建築面積が1000m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		水面の面積が3000m ² 又は法面の高さが5mを超えるもの
水面の埋立て又は干拓		12

大規模行為景観形成基準

青森県景観計画とほぼ同様です。※赤文字部分が青森県景観計画と異なるものです。

共通事項

- 1 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。
- 2 大規模行為の行為地（以下「行為地」といいます。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。
- 3 行為地について、良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めた場合は、その内容に適合するよう配慮すること。
- 4 施設等をライトアップする場合には、周辺への影響に配慮しつつ、夜間における良好な景観を創出するよう配慮すること。
- 5 行為地について、良好な景観の形成に関する協定等がある場合は、その内容に適合するよう配慮すること。

大規模行為景観形成基準

青森県景観計画と同様です。

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更

位置、規模並びに形態及び色彩 その他の意匠	<ol style="list-style-type: none">1. 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう、位置、規模及び形態意匠に配慮すること。2. 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。3. 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とともに、高層の建築物などにあっては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。4. 市街地にあっては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。5. 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。6. 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。7. 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。
素材	<ol style="list-style-type: none">1. 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。2. 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や、年数の経過とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。
敷地	<ol style="list-style-type: none">1. 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあっては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。2. 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
その他	<ol style="list-style-type: none">1. 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること2. 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれることがないよう配慮すること。3. 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。4. 防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。

大規模行為景観形成基準

青森県景観計画と同様です。

開発行為その他の土地の形質の変更

方法	現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
その他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。

土石の採取又は鉱物の採掘

方法	採取又は採掘は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
その他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
方法	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
その他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。

水面の埋立て又は干拓

方法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。
----	--

大規模行為における色彩の採用について

大規模行為における色彩の採用について

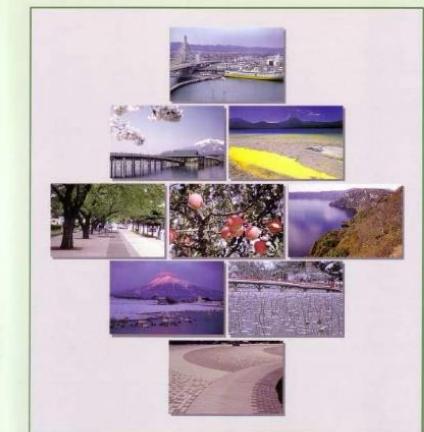
大規模行為に当たって用いる色彩については、望ましい色彩の考え方や用い方の指針となる「青森県景観色彩ガイドプラン」を参考とすることとします。

なお、行為の種類、規模、場所などを考慮し、市と協議の上で、個性ある独自の景観を形成することもできます。

地域の特色を活かしたアクセント色や多彩な色を採用する場合には、市民意見を踏まえた個別の景観まちづくりアクションプランの策定などにより、独自の景観形成を図ることもできます。



青森県景観色彩ガイドプラン



青森県

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針



大事な建造物や樹木を守り継ぐ

昔からあるもの、新たに生まれたものなど、様々な人々が思いを寄せる建造物や樹木は、地域の中に息づき、特徴的な景観が形成されています。地域の景観上重要な要素となる建造物や樹木については、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定するための方針に基づき、景観重要建造物や景観重要樹木として指定し、外観保全のための現状変更が規制されることで、その存在を大切にし、守り継いでいくこととします。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

むつ市景観重要建造物指定方針

1. 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物でないこと。
2. 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものであること。
3. 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

上記の1、2、3に加え、次のいずれかに該当すること。

4. 周辺の良好な景観形成に寄与するもの。
5. 地域のシンボル的な存在として、地域の景観を特徴づけているもの。
6. 歴史的又は建築的な価値を有し、保全の必要性のあるもの。



むつ市景観重要樹木指定方針

1. 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木でないこと。
2. 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものであること。
3. 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

上記の1、2、3に加え、次のいずれかに該当すること。

4. 周辺の良好な景観形成に寄与するもの。
5. 地域のシンボル的な存在として、地域の景観を特徴づけているもの。
6. 歴史的な価値を有し、保全の必要性のあるもの。



屋外広告物に関する事項

～青森県屋外広告物条例の適用を継続～

これまで、屋外広告物法及び青森県屋外広告物条例に基づく規制により、事業者による良好な景観形成が図られ、むつ市総合経営計画市民アンケートにおいても、景観を良いと感じる人の割合は上昇傾向となっています。

のことから、今後も青森県屋外広告物条例の適用を継続することとし、良好な景観の形成に取り組んでいくこととします。

ただし、必要に応じて、関係者等との協議の上、市独自の屋外広告物条例の制定を検討することとします。



景観重要公共施設の整備に関する事項

～国道、県道、市道を景観重要公共施設に位置づけ～

本市の景観形成において重要な役割を担う観光地や景勝地、下北ジオパークにおけるジオサイトなどの景観を含む地域資源については、景観計画区域の全域にわたり点在しています。

このことから、本市の景観資源を交通ネットワークで結ぶ役割を果たす施設として、景観計画区域内の全ての国道、県道、市道を景観重要公共施設として位置づけます。



景観重要公共施設については、良好な景観形成に関する方針に基づき、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（道路のデザインに関する検討委員会策定）」や「青森県公共事業景観形成基準ガイドプラン（青森県策定）」を参考とするほか、施設整備の構想・設計段階での景観形成に係る検討や景観まちづくりアクションプランの策定などにより、良好な景観の形成を図ることとします。



良好な景観形成の実現に向けた取組

良好な景観形成の実現化に向けて

景観まちづくりアクションプラン

本計画の実施計画として、計画期間を5年以内とする「景観まちづくりアクションプラン（以下「アクションプラン」といいます。）」を必要に応じて策定します。

アクションプランについては、新たな事業や個性ある景観形成を柔軟に進めるため、市民や事業者の皆様からの提案や意見等を踏まえて策定し、隨時見直しを行なうこととします。

なお、既存の「むつ市風力発電施設等設置に関するガイドライン」、「大湊の景観づくりに関するルール」、「おおみなど臨海公園の景観形成」、「みどりの基本計画アクションプラン」及び「都市再生整備計画」については、景観形成にも資する計画として、アクションプランに位置づけます。



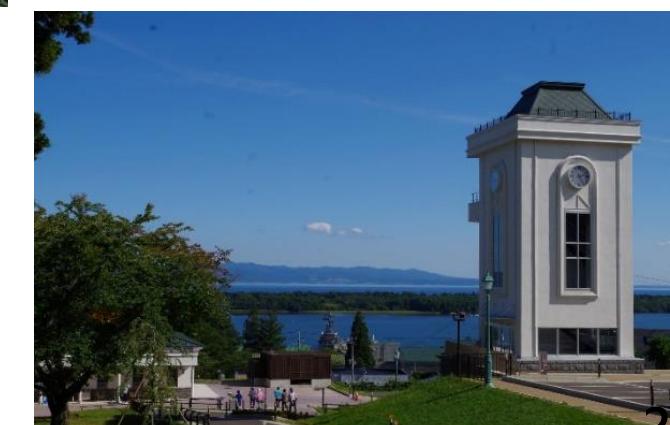
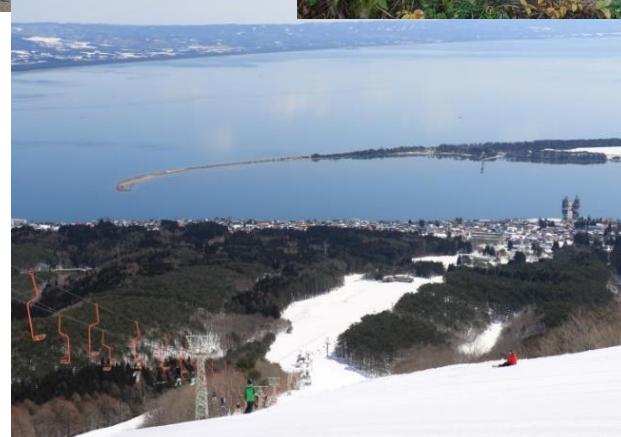
良好な景観形成の実現化に向けて

眺望点や観光地での景観向上

本市の魅力ある景観を見て楽しむことができる眺望点の整備を進めることにより、新たな価値の創出や景観の活用を推進します。

主要な観光地やその周辺においては、良好な景観を保全・活用する観点から、青森県無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の推進を検討します。

北の防人大湊地区については、都市再生整備計画事業で整備した施設や既存の石造り建造物の良好な景観を保全するため、改修や修繕などの適切な維持管理に努めます。



良好な景観形成の実現化に向けて

景観まちづくり建造物・花とみどり・エリアの指定・景観まちづくり団体（活動）との連携

景観法において、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定、「景観協定」や「景観整備機構」の制度が定められていますが、景観に対する意識等の要求が高くなることが考えられるため、市民や事業者が気軽に良好な景観の形成に取り組むことができるよう、本市独自の制度を設けます。

景観的に優れている建造物を「景観まちづくり建造物」、花やみどりを「景観まちづくり花とみどり」、地域を「景観エリア」として、また、景観まちづくりの啓発や良好な景観の形成に寄与する団体（又は活動）を「景観まちづくり団体（又は活動）」として指定することで、官民連携による景観まちづくりを推進します。

なお、建造物及び花とみどりについては、個体を指定するのではなく、周辺を含めた良好な景観として指定することとし、所有者等の同意を不要とします。

公共施設等への愛称付与

ネーミングライツ事業による公共施設への愛称付与や、道路などの公共土木施設への愛称付与により、景観の一部として地域や施設の特徴が表されることで、施設に対する市民の愛着を深めるとともに、市民の景観に対する関心を高めます。

住民等による提案

景観法では、素案を添えて景観計画の変更案を提案することができます。

本市では、市民協働による景観形成を推進する観点から、景観法の規定によらない提案として、随時景観計画の内容についての事前相談や意見を受け付け、計画変更の検討を行うこととします。

景観形成の文化によるむつ市の発展を目指して

行政だけではなく、市民や事業者が本市の良好な景観資源を共有するとともに、それぞれの役割に応じた保全活動や教育活動、経済活動などの取組が、本市の新たな文化として根付いていくことで、まちの魅力の向上につながり、本市のさらなる飛躍の力ぎを握っているかもしれません。

厳格な色彩基準や立地規制などによる景観ルールによって人工的な景観形成を進めたとしても、そこに行き交い、にぎわいがなければ、良好な景観とは言えないと考えています。

むつ市景観計画では、地域の個性を活かした地域の人々による景観ルールによって、にぎわいの創出を大事にした景観形成を進めることとし、この取組が、本市の文化として定着し、むつ市の持つ魅力がさらに発展していくことを目指します。

